

添付法令資料 4 :

外国為替における銀行対外債務及びその他の銀行負債に関する
2019年1月7日付インドネシア中央銀行規則 No.21/1/PBI/2019 (目次)
同月9日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	範囲 (第2条ないし第4条)
第3章	短期債務についてのプルデンシャル原則 (第5条ないし第8条)
第4章	長期債務についてのプルデンシャル原則 (第9条ないし第15条)
第5章	監督 (第16条及び第17条)
第6章	行政制裁 (第18条ないし第25条)
第7章	雑則 (第26条)
第8章	終則 (第27条及び第28条)